

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 に関する条例

〔 昭和39年7月7日
常総衛生組合条例第6号 〕

改正 昭和52年11月10日 組合条例第4号 平成28年3月30日 組合条例第1号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに限る。)とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 常総衛生組合契約条例(昭和37年条例第7号)は廃止する。

附 則(昭和52年組合条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年組合条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。